

監査公表第 727 号

包括外部監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 28 年 12 月 28 日

京都市監査委員 山 本 惠 一

同 隠 塚 功

同 鶴 谷 隆

同 光 田 周 史

指 摘 事 項
<p>第 4 京都市景観・まちづくりセンター運営について</p> <p>4 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターに対する結果及び意見</p> <p>4. 1 決算書記載不備について（指摘）</p> <p>当財団の決算書の査閲を行ったところ、正味財産増減計算書内訳表上で、京都市からの補助金の一部が法人会計に計上されており、法人の管理のための経費に充てられているような表示がなされていた。</p> <p>公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター補助金交付要綱の第 2 条によると、補助金の交付対象は、法人の管理経費に充てることはできない記載になっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（交付対象）</p> <p>第 2 条 補助金は、センター事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 各種情報の収集，発信及び啓発 （2） 市民等の活動に対する総合的支援 （3） 各種団体等との交流及び協働活動 （4） 歴史的建造物の保全，再生，活用に関する各種支援及び普及，啓発 （5） 景観整備機構に関する業務 （6） その他景観・まちづくりに関する事業 </div> <p>補助金の法人管理業務への使用に関して、問題のある支出項目の内容を検討するために、補助金に関する事業報告書より下記の実施事業について、決算内容の確認を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①景観・まちづくりシンポジウム：4,526,163 円（予算額：4,699,000 円） ②景観・まちづくり相談：6,129,870 円（予算額：6,459,000 円） ③京町家等継承ネット：4,618,340 円（予算額：4,820,000 円） ④京町家まちづくりファンド委員会運営：4,081,250 円（予算額：4,652,000 円） <p>なお、決算内容の確認については、それぞれの事業別決算額の科目別明細を元に、直接</p>

経費については請求書・領収書等の確認及び共通経費については担当者へのヒアリングを中心に検討を行った。

上記実施事業の内容検討の結果、実施事業に集計されている経費について、問題となる支出項目は、発見されなかった。

一方、決算書（正味財産増減計算書内訳表）における計上区分と実施事業ごとの経費項目との関連について確認を行ったところ、実施事業ごとの経費項目の決算書での計上区分が厳密に行われずに決算書が作成されていることが判明した。

決算書での計上区分については、実態に応じた区分で計上する必要がある。

講 じ た 措 置

平成 27 年度決算から、事業ごとに実態に応じた区分で厳密に経費を計上し、決算書を作成することとした。

なお、平成 28 年度予算書についても、同様の考え方にに基づき改めて作成し、理事会において承認されている。

指 摘 事 項

第8 民間建築物耐震化対策について

2 補助金等について

2. 4 課税事業者への補助事業に係る消費税相当額の取扱いについて (指摘)

「京都市既存耐震不適格建築物緊急耐震化対策事業補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)によれば、補助対象者が消費税法の規定に基づき課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除する者(すなわち消費税法上の課税事業者)である場合には、補助事業に係る消費税相当額については、補助対象費用に含めることができないとされている。

京都市既存耐震不適格建築物緊急耐震化対策事業補助金交付要綱

(補助対象費用の例外)

第24条3項

消費税法の規定に基づき課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除する者が補助対象者である場合には、補助事業に係る消費税相当額は、補助対象費用に含めることができない。

今回個別検討を実施した補助金等のうち、ホテルAに対する補助金(サンプル1)については、建設会社に対して支払う耐震診断業務委託報酬が補助対象となったが、補助金の計算基礎として使用された報酬額には消費税相当額が含まれていた。すなわち、消費税込み報酬総額14,983,500円(うち消費税相当額713,500円)の、3分の2である9,989,000円が補助金として算出され支給されたものである。

担当部署によれば、当初の補助金申請書において、ホテル側の担当者が、ホテルの消費税法上の位置付けを記載する箇所に「消費税額控除対象事業者でない者」(すなわち非課税事業者)と記入して申請を行ったために、その記載に従って事務処理が進められ、結果として消費税相当額を含んだ報酬総額が補助対象となったとのことである。

シティホテルを経営するような事業者は、一般的には、消費税法上「消費税額を控除する者」(すなわち課税事業者)であると考えられ、今回のホテルAも課税事業者である可能性が大きい。今回のケースでは、ホテルAから「消費税額控除対象事業者でない者」(す

なわち非課税事業者) という申請がなされた時点で、担当部署が疑問に感じて再確認する等のチェックがなされるべきであったものと言える。今後、同様の補助金交付金額決定に当たっては、補助対象となる事業者が「仕入税額を控除する者」であるか否か(すなわち課税事業者か非課税事業者か)の判定を、担当部署において、慎重かつ確実に行うことが望まれる。

なお、担当部署によれば、今回のケースについて、ホテルAによる消費税相当額の二重受け取り(国税局からの仕入税額控除と京都市からの補助金受領)とならないように、ホテルA代表取締役の名義で「仕入税額控除確認書」を京都市長あてに提出させ、「事業に要する経費に係る消費税については、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行いません」と宣誓させており、消費税相当額部分についての、ホテルAによる二重受け取りの問題は回避されているものと認識しているとのことである。

現行の交付要綱における消費税相当額の取扱いについては、補助対象者が非課税事業者である場合には、消費税相当額も補助対象事業に含めることができ、補助対象者の負担を軽減することができるものであるため、今後も継続適用されることが望ましいものと考え

講 じ た 措 置

補助対象費用に消費税及び地方消費税相当額を含めて申請しようとする者に対し、申請段階において非課税事業者である旨を証明する書類の提出を求めるなど、事前に確認を行うこととした。

また、平成28年3月に「京都市既存耐震不適格建築物緊急耐震化対策事業補助金交付要綱」を改正し、非課税事業者のみが補助対象費用に消費税及び地方消費税相当額を含めることができる旨を明確にした。

指 摘 事 項			
第10 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進について			
4 契約事務について			
4. 4 結果及び意見			
4. 4. 1 契約書日付について (指摘)			
No.	11, 12		
主要施策 事業名	平成 26 年度観光地等交通対策業務及び観光地等における自動車流入抑制策の検討業務		
担当課	都市計画局歩くまち京都推進室		
委託内容	1. パークアンドライドの検討及び実施 2. 嵐山交通対策検討及び実施 3. 渡月橋周辺における自動車流入抑制策の検討, 実施及び効果の測定 4. 東山交通対策検討及び実施 5. 観光バス予約受付業務 6. 施策実施に係る広報・PRの実施 7. 全体とりまとめ		
契約方法	随意契約 (プロポーザル方式により選定)		
契約相手先	株式会社CPC		
契約期間	開始	平成 26 年 6 月 20 日	
	終了	平成 27 年 3 月 31 日	
契約実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	一千円	一千円	28,944 千円
<p>当該委託業務は、歩行者と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を目指し、秋の観光ピーク期に代表的な観光地である嵐山地区及び東山地区において、関係機関と連携のもと、交通対策を実施するものである。また、平成 25 年度に自動車流入抑制策のモデル地区として選定した嵐山地区においては、車両の交通規制も視野に入れた自動車流入抑制策</p>			

の検討、実施及び対策の効果測定、公共交通機関の利用促進の広報活動等を実施するものである。

業務委託契約書締結当初は、24,991千円で締結しており、その後追加の委託事項が増えたため、委託料3,952千円が追加された業務委託変更契約書が締結されている。当該変更契約書を閲覧すると、その結果、契約の履行期間が平成26年3月31日までの記載となっていることが発見された。本来の契約履行期間は平成27年3月31日と記載すべきところを誤って記載しており、そのまま契約書が取り交わされ、契約履行期間末日までに訂正されていない状況であった。

契約書を締結する際は、事前に契約書(案)が回議され、支出負担行為の決定が実施されるため、回議の際に契約履行期間の誤りは気づかれるべき事項である。当該委託契約自体は、法的に有効なものとして完了しているが、今後このような初歩的な誤りが発生しないようチェック体制を見直すべきである。

講 じ た 措 置

平成28年4月の所属内通知により、担当者が契約書を作成した後に複数人で校正するようチェック体制を見直すとともに、確認を徹底するよう注意喚起を行った。

指 摘 事 項
<p>第11 市営住宅管理運営について</p> <p>3 京都市住宅供給公社に対する結果及び意見</p> <p>3. 1 募集・入居</p> <p>3. 1. 7 保証人の資格について（指摘）</p> <p>京都市市営住宅条例第13条によれば、入居承認を受けた者は保証人を立てなければならず、保証人は入居者と連帯して、家賃、損害賠償金その他の市営住宅の使用に際し生じた債務を負担しなければならない。</p> <p>また、京都市市営住宅条例施行規則第5条によれば、保証人の要件は次のとおりである。</p> <p>(1) 独立の生計を営んでいること。</p> <p>(2) 入居承認を受けた者と同等以上の所得があること。</p> <p>(3) 国内に住居を有すること。</p> <p>そのため、保証人は当該要件を満たした者を設定し、入居者が家賃等を滞納した場合は保証人にも債務の弁済を請求すべきである。</p> <p>しかしながら、検討したサンプルにおいて保証人の所得が0円であるケースが3件、0円ではないものの、入居承認を受けた者より所得が少なかったケースが1件発見された。</p> <p>債務の弁済を確実なものとするためにも、条例に債務を負担すると明記している以上、保証人は入居者と同等以上の弁済能力がある者とする必要があると必要であり、保証人の設定の際には、同施行規則に定めた要件を全て満たすものを設定すべきである。</p> <p>しかしながら、近年は入居者の高齢化や親類付合いの希薄化等により、当該要件を満たす保証人の確保が難しくなっている状況も踏まえ、可能な限り保証人を立てられるよう、保証人の要件の見直し等について検討すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>近年、入居者の高齢化をはじめとした社会経済情勢の変化により、収入要件を満たす保証人を確保すること等が困難な場合が散見されることから、保証人を免除できる事由を追加・緩和するとともに、保証人の所得要件について緩和する見直しを行い、京都市市営住</p>

宅条例施行規則及び京都市市営住宅保証人事務取扱要綱を改正し、平成28年9月30日に施行した。

また、規則及び要綱の改正内容について、関係職員に周知するとともに、今後は、保証人の設定を厳格に行うよう指導した。

指 摘 事 項
<p>第11 市営住宅管理運営について</p> <p>3 京都市住宅供給公社に対する結果及び意見</p> <p>3. 2 住宅使用料の徴収について</p> <p>3. 2. 10 収納金日計報告書の確認者押印について (指摘)</p> <p>3. 2. 8記載のとおり、収納金日計報告書は分任出納員が作成した後、業務課長及び課長補佐・係長が確認し、押印する運用となっている。</p> <p>しかしながら、平成26年度の収納金日計報告書綴りを閲覧したところ、業務課長及び課長補佐・係長の確認者押印欄に押印が漏れているものが2件発見された。収納金出納簿への転記及び収納金出納簿への出納員確認印は押印されており、収納金日計報告書と現物の確認は行ったものの、収納金日計報告書への押印を失念していたことによるものである。</p> <p>収納金日計報告書への確認者押印は確認が適切に行われたことを明示することができるだけでなく、例えば後日集計誤りに気付いた際でも、いつ時点まで正しかったのかが分かるため、原因究明時にさかのぼる期間が短くなり調査を効率化することができる。</p> <p>日々の確認業務が適切に行われていることを示すため、収納金日計報告書への確認者押印を漏れなくすべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成28年3月1日付け通知書「決裁書類の押印漏れ及び受理印の押印について」により、業務課長から各担当者に対し、収納金日計報告書の決裁欄の押印漏れについて注意喚起を行うとともに、業務課長にあっては、決裁承認時に課長補佐・係長及び係員の押印漏れがないか、課長補佐・係長及び係員にあっては、決裁返却時に業務課長の押印漏れがないか、相互に確認することとし、これを徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>第11 市営住宅管理運営について</p> <p>3 京都市住宅供給公社に対する結果及び意見</p> <p>3. 3 滞納整理について</p> <p>3. 3. 3 納入通知書の送付漏れについて (指摘)</p> <p>平成26年度に分割納入が開始された事案全体から、抽出されたサンプルを対象に「滞納家賃納入誓約書」及び「滞納者カード」を査閲したところ、分割納入に係る納入通知書の送付が3ヵ月遅れているものが発見された。</p> <p>これは、分割納入を申し込んだ入居者からの連絡により納入通知書の送付が実施されていないことが発覚したとのことである。分割納入を開始する際は、家賃収納を管理しているシステム上に分納開始月とその金額を入力すると、納入通知書が発送予定月に自動的に出力されるシステム設計になっており、当該納入通知書の送付漏れは、その入力を担当者が失念していたことが原因であるとのことである。</p> <p>分割納入を認める際は、「滞納家賃納入誓約書」に業務課長までの承認印が押印され、その後担当者がシステム入力する運用となっている。そのため、書面上の承認は完了していても、システム入力が漏れなく実施されたか、その入力内容が正しいかについては上席者のチェックを受けていない状況であった。</p> <p>当該納入通知書の送付漏れは、システム上での入力が正しく行われていれば発生しなかった事案である。また、入力内容が正確に行われているかの入力者以外のチェックもされていないため、両者を達成するためのチェック体制を構築すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>システムへの入力後の端末画面のハードコピーを分割納入及び納入通知書の送付に係る決裁時に添付することで、システム入力が漏れなく実施されたか、また、その入力内容が正しいかについて、入力者以外がチェックできるよう、チェック体制の見直しを行った。</p>

指 摘 事 項
<p>第11 市営住宅管理運営について</p> <p>3 京都市住宅供給公社に対する結果及び意見</p> <p>3. 4 減免について</p> <p>3. 4. 3 到達文書の收受日付印の押印について (指摘)</p> <p>京都市住宅供給公社処務規程第16条によれば、公社に到着した文書は、所管課において收受し、当該文書に收受日付印を押印しなければならないとされている。</p> <p>市営住宅家賃減免に係る関連書類を閲覧したところ、サンプルベースで検討した改良住宅に係る市営住宅家賃減免申込書への收受印がサンプル全てに押印されていなかった。</p> <p>減免申込みは、直接公社の窓口に入居者が赴いて減免申込書を提出する方法と、郵送によって申込書を公社へ送付する方法がある。改良住宅に係る減免の申込みは、後者の方法によって行われる場合が大半であり、その申込書を收受した際は、收受日付印の押印をしなければならないことになる。改良住宅に係る減免申込みは、平成26年度に1,800件程度発生しており、大量の書類を管理する観点からも收受日付印を押印し、いつ公社が收受した書類なのかを明確にすることは重要であると考えられる。上記の規程に沿って適切な運用を実施すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>京都市住宅供給公社処務規程第16条の規定に基づく適切な運用を実施するため、改良住宅に係る市営住宅家賃減免申込書について、平成28年3月1日付け通知書「決裁書類の押印漏れ及び受理印の押印について」により、係員にあっては、申請書等を收受した際に收受日付印を確実に押印するよう、課長補佐・係長にあっては、到達文書の收受日付印を決裁承認時に確認すべき事項の一つとして認識し、確認を徹底するよう、所属長から注意喚起を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>第11 市営住宅管理運営について</p> <p>3 京都市住宅供給公社に対する結果及び意見</p> <p>3. 5 公社の決算書について</p> <p>3. 5. 1 貸倒引当金に関して (指摘)</p> <p>流動資産の部に表示している貸倒引当金の設定対象債権は、家賃やコンビ事業などの通常事業から発生する未収金等である。これら未収金等の債権の中には、1年以上回収が滞っているなどして通常の循環過程から外れたものがあり、固定資産に属するものと判断されるものであり、設定対象債権及びそれに対応する貸倒引当金の双方を固定資産の部に表示する必要がある。また、この設定対象債権については、その性質を表す適切な科目表示(例えば「長期未回収未収金」等)にする必要がある。</p> <p>そのため、現在流動資産に計上している未収金等の債権について発生時期を精査し、固定資産に計上すべき債権及びそれに対応する貸倒引当金の額を算定したうえで、固定資産の区分に表示すべきである。</p> <p>さらに、調査を行った3年度にわたって、貸倒引当金の残高に増加及び減少額がなかったため、貸倒引当金の計上基準を確認したところ、従来、貸倒実績率による要引当金額及び個別に必要と認められる要引当額との合計額が前年度からの繰越貸倒引当金額に満たない場合には、保守的に「引当金の取崩は行わない」との会計方針を採用しているとの説明を受けた。保守的な会計方針は一般的には望ましいものではあるが、当該事例においては、京都市住宅供給公社の採用する貸倒引当金の計上基準は一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠しているとはいえない。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成27年度決算から、未収金、立替金及び貸付金について精査のうえ、1年以内に回収されない債権及びそれに対応する貸倒引当金については、固定資産の長期事業未収金及びそれに対応する貸倒引当金として計上することとした。</p> <p>また、貸倒引当金については、毎年度精査したうえで必要額のみを計上することとし、</p>

前期までの引当金計上額が必要額を上回っている場合はその他経常収益に不用額を戻し入れ、下回っている場合はその他経常費用として必要額を繰り入れることとした。

指 摘 事 項
<p>第11 市営住宅管理運営について</p> <p>3 京都市住宅供給公社に対する結果及び意見</p> <p>3.5 公社の決算書について</p> <p>3.5.2 債務保証損失引当金に関して（指摘）</p> <p>公社は債務保証損失引当金の計算方法として、平成15年度に2団地が破綻した実績があることから、件数基準により2団地分の平均債務保証額を期末必要額として、引当金計上している。現状として、保証先及び債務者の所有物件の担保価値等に将来的な不安があることは事実であり、何らかの金額を引き当てることには合理性があるが、現在の件数基準による計算は会計基準に適合した見積り方法とは言えない。そのため、例えば過去の債務保証に係る損失金額に基づく発生実績率を算定するなど、金額基準により期末必要額を算定する必要がある。</p> <p>また、貸倒引当金と同様に、調査を行った3年度にわたって、債務保証損失引当金の残高に増加及び減少額がなかったため、債務保証損失引当金の計上基準を確認したところ、従来、所定の引当率による要引当金額が前年度からの繰越債務保証損失引当金額に満たない場合には、保守的に「引当金の取崩は行わない」との会計方針を採用しているとの説明を受けた。保守的な会計方針は一般的には望ましいものではあるが、当該事例においては、京都市住宅供給公社の採用する債務保証損失引当金の計上基準は一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠しているとはいえない。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成27年度決算から、債務保証損失引当金については、毎年度精査したうえで必要額を計上することとし、前期までの引当金計上額が必要額を上回っている場合は特別利益として不用額を戻し入れ、下回っている場合は特別損失として必要額を繰り入れることとした。</p>

指 摘 事 項
<p>第11 市営住宅管理運営について</p> <p>3 京都市住宅供給公社に対する結果及び意見</p> <p>3. 5 公社の決算書について</p> <p>3. 5. 3 注記事項について (指摘)</p> <p>「1. 重要な会計方針 1 有価証券の評価基準及び評価方法」については、有価証券の保有目的 (満期保有目的, 等) を記載したうえでその評価基準及び評価方法を記載する必要がある。</p> <p>「1. 重要な会計方針 4 特定目的積立金の計上基準」については、標準様式に記載例のある「当期総利益の範囲内で計上」及び「理事会の決議に基づき計上」している旨の文言を記載することが望ましい。</p> <p>平成26年度決算書において、「2. 補足事項 3 リース取引について」において記載されている、リース取引に関する未経過リース料の発生している契約件数の記載数につき単純な計算誤りがある。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成27年度決算から、地方住宅供給公社会計基準の「注記事項標準様式」を踏まえ、有価証券の評価基準及び評価方法については有価証券の保有の目的 (満期保有目的有価証券) を、特定目的積立金の計上基準については積立金を当期純利益の範囲内で理事会の決議に基づき計上している旨を、それぞれ記載することとした。</p> <p>また、平成27年度決算において、リース取引に関する未経過リース料の発生している契約件数の記載数を誤りなく記載していることを確認するとともに、決算書の重要性に鑑み、単純な計算誤り等を生じさせることのないよう、今後、より一層留意して作成するよう、所属内で注意喚起を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>第2 観光施策について</p> <p>5 宇多野ユースホステルについて</p> <p>5.5 京都市からの貸与物品の管理について（指摘）</p> <p>京都市宇多野ユースホステルの管理に係る協定書 別紙1仕様書には、京都市が貸与する物品に関して、以下の記載がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>4 物品の貸与及び管理に関する事項</p><p>(1) 甲が貸与する物品</p><p>ア 甲は、乙に対し、京都市公有財産及び物品条例第12条の規程により、別表2「京都市宇多野ユースホステル貸与物品」にある物品を無償で貸し付ける。</p><p>イ 乙は、京都市物品会計規則第2条に定めるところに準じて、貸与物品を保管し、及び使用しなければならない。</p><p>ウ 乙は、甲が貸与する物品を滅失し、又は毀損したときは、速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従い原状に回復し、又はその返納しなければならない。</p><p>エ 乙は、甲が貸与する物品が不要となったときは、甲に返納しなければならない。</p></div> <p>平成26年10月24日に監査人が現地に赴きヒアリング等を実施した。一般財団法人京都ユースホステル協会が京都市との協定書にしたがって管理運営がなされているかどうかについて確認をするために、「協定書 別紙2 京都市宇多野ユースホステル貸与物品」の中から以下の物品をサンプルとして現物の確認を実施した。</p>

	品名	数量	備考
1	屋内用ベンチ	3	木製 artek153A
2	会議用机	12	折りたたみ式 Lion AF1860MP デリカフラップ アグレッサ 集会室用
3	アームチェア	12	屋内用 artek
4	事務用机 (銅製片そで式)	9	7号
5	事務用いす (銅製)	9	事務用
6	作業用手押し車	4	山崎産業エコ袋付カート 大2, 小2

現地での確認の結果、上記リストの「2 会議用机」が12台あるところ、10台しか確認ができなかった。原因は、「過去に誤って廃棄処分をしてしまった」とのことであった。

「協定書 別紙1仕様書」にしたがって損害を賠償請求することは当然のこととして、今後は、「協定書 別紙2 京都市宇多野ユースホステル貸与物品」について毎年1回は現物確認を行う等、物品の有無のみならず毀損等の有無の確認を行うことで、京都市への報告漏れを防ぐことが可能となると考えられる。

講 じ た 措 置

京都市からの貸与物品のうち、誤って廃棄した物品については、平成27年度に一般財団法人京都ユースホステル協会が、同等品を購入して賠償を行った。

また、指摘事項を踏まえ、平成28年3月18日、京都市宇多野ユースホステル運営会議開催時に、現状の貸与物品が全て存在すること及び毀損等の有無について確認し、今後も、毎年1回、複数名で現物確認を行うこととした。

指 摘 事 項
<p>第8 文化財保護について</p> <p>8 京都市考古資料館について</p> <p>8. 1 考古資料館に対する結果及び意見</p> <p>8. 1. 1 京都市の貸付金の回収可能性について (指摘)</p> <p>埋蔵文化財研究所の長期借入金 (650, 000千円) は、全て京都市の貸付金である。</p> <p>埋蔵文化財研究所はその実施事業として、発掘調査 (発掘・確認・整理等) , 立会調査 (詳細分布・考古学的・立会等) , その他 (測量・保存処理・写真撮影等) の埋蔵文化財調査事業と京都市から指定管理者として委託されている考古資料館の管理運営事業を行っている。しかし、その2つの事業は公益事業として認定を受けており、「収支相償」が求められているため、埋蔵文化財研究所が行っている事業から大きく収益を得ることは、制度上困難であると考えられる。つまり、京都市の貸付金の回収可能性の目処が立たない状況にあると言える。</p> <p>埋蔵文化財研究所からは、「現在、埋蔵文化財研究所の今後の在り方を含めて中期経営計画の策定に向けて、京都市と共に検討を行っているところ」との回答を得ているが、借入金の最終返済期限が平成80年3月であるとはいえ、元本の返済開始が平成30年4月から始まることを考えると、時間に余裕があるとは言えない。また、金銭消費貸借契約書に「経営状況等により借入期間及び償還方法に変更の必要が生じた場合は、適宜、協議のうえ決定する」との条項が盛り込まれているが、回収可能性の見込めない安易な先延ばしは慎むべきである。したがって、収益源確保のための収益事業の実施を含め財政健全化に向けた中長期計画を早急に策定し、実行していく必要がある。</p>

講 じ た 措 置
<p>長期貸付金の返済方法について、京都府と協議等を重ねた結果、近年の公益法人の在り方に対する緩和の動きや埋蔵文化財研究所の経営状況の改善等を踏まえ、「公益目的事業の収益の一部を法人会計 (管理部門) に振り分けることにより貸付金を返済することが可能である」との考えが京都府から示された。</p>

これを踏まえ、貸付金の返済については、同研究所の公益事業収益を充てることとし、
今後は、同研究所において、平成 27 年度に新たに作成した「中期経営計画」に基づき、
安定的な事業運営とより効果的、効率的な施策・事業を実施するとともに、貴重な財産で
ある京都の文化財の積極的な活用促進に向けた新たな事業展開を行える団体へ発展する
ことを目指していく。

3 平成 25 年度包括外部監査（平成 26 年 3 月 31 日監査公表第 693 号）

（市税に係る軽減措置－1）

指 摘 事 項
第 2 章 市税に係る軽減措置 第 4 監査結果 5. 固定資産税 （2）市税条例施行細則による課税免除 ⑦ 第 7 号「消防法第 21 条第 1 項の規定により指定された消防水利の用に供する土地（消防水利の指定に伴い現実に使用収益することができない土地を含む。）及び償却資産並びに専ら消防団の用に供する固定資産」 【指摘事項】 本号によって課税免除となっているものの全てについて、消防水利が存続しているかも含め、調査を行うことを検討されたい。

講 じ た 措 置
消防水利が存続しているかも含め、本課税免除の対象となる施設について、全件調査を行い、必要に応じて課税免除の見直しを行った。

指 摘 事 項
第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 5. 固定資産税 (2) 市税条例施行細則による課税免除 ⑧ 第8号「労働組合」 【指摘事項】 最小限の広さを超えた供与部分の固定資産税の課税免除は妥当ではない。課税免除をすべきかどうか検討をすべきである。

講 じ た 措 置
本課税免除の対象となる施設について調査を行ったうえで、必要に応じて課税免除の見直しを行った。

指 摘 事 項
第 3 章 公有財産の使用料等の減免 第 4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (3) 社会福祉法人に対するもの ⑤ 使用許可・貸付けの相手先が社会福祉協議会の場合 エ 市社協に対する本来額 24,628 千円全額免除について 【指摘事項】 社会福祉法人京都市社会福祉協議会への使用許可が、今後も繰り返される見込みであるならば、普通財産への切り替えもしくは社会福祉法人京都市社会福祉協議会への売却を検討されたい。

講 じ た 措 置
<p>社会福祉法人京都市社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進団体として規定され、京都市福祉ボランティアセンターの管理運営のみならず、福祉ボランティア活動推進団体等とのネットワーク形成や、福祉に関するボランティア活動の相談支援及び振興等、同センターの事業と関連性の高い公益的事業を行っていることから、同協議会に対し、同センターの一部について使用許可を行っている。</p> <p>加えて、昨今各地で発生している災害を契機に、ボランティアに対する意識や関心が高まっており、今後、同センターの行政財産としての重要性が更に高まることが予測される。</p> <p>このため、当該箇所については、今後も同センターと関連のある用途に使用する必要性があるため、「行政財産」として存置しつつ、同協議会への使用許可を継続することとした。</p> <p>なお、平成 27 年度から減免の見直しを行い、同協議会からは、収益性のある事業の用に供する部分について使用料を徴収している。</p>

4 平成 24 年度包括外部監査（平成 25 年 3 月 29 日監査公表第 677 号）

（各補助金等に対する監査結果－ 1）

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【12】 補助金要綱の不備はないか</p> <p>③ 支給対象を要綱で明確にする</p> <p>No. 319 歯のひろば事業等実施補助金 13,000 千円</p> <p>【指摘事項】 要綱で定める公益目的に照らして、交付対象を見直すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>市民に開かれた普及啓発活動や歯科保健の向上に資する事業等を交付対象とし、補助対象事業及び対象内容を明確化する旨、平成 27 年度中に要綱を一部改正し、平成 28 年度から実施している。</p>

指 摘 事 項
2. 各補助金等に対する監査結果 【13】実績報告書の内容は適切か ③ 規定書類の不備 No. 478 へき地スクールバス運営補助金 8,855 千円 【指摘事項】 規定書類「領収書等活動の実施に要した費用を支払ったことを証する書類」の添付をすべきである。

講 じ た 措 置
規定書類について、精算時の添付確認ができていなかったため、指摘のあった書類について確認を行い、精算内容が適正であることを確認した。 なお、平成 25 年 3 月 21 日に、規定書類を「運営費収支決算報告書及び精算書」とする旨、へき地スクールバス運営補助金交付要綱を改正し、平成 24 年度分から改正後の要綱に基づき規定書類の確認を行っている。

(監査事務局)